住民票等の省略申立書

　　年　　月　　日

　富山県知事　　　　　　　殿

住　　所

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

今回の申請にあたり、　　　　年　　月　　日付けで富山県において許可を受けた、　　第　　　　　　　　　　号の許可証の写しを提出し、その内容に変更がないため、住民票等の添付を省略します。

【備考】

１　先行許可証原本を申請窓口にて提示してください。

２　先行許可証とは、次の許可のうち、平成１２年１０月１日以降に許可されたもの。

　　【廃棄物処理法】

・（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可

・（特別管理）産業廃棄物処分業許可

・（特別管理）産業廃棄物処理業事業範囲変更許可

ただし、「規則第９条の２第８項（同第１０条の４第７項、第１０条の１２第２項、第１０条の１６第２項、第１２条第８項）の規定による許可証の提出の有無 　有・無」と記載されたものを除く。

　　【自動車リサイクル法】

　　・解体業の許可　・破砕業の許可　・破砕業の変更許可

　　　ただし、「別に受けた許可に係る許可証の提出の有無 有・無」と記載されたものを除く。

３　省略できる添付書類

・本人の住民票の写し及び成年後見登記制度に登記されていないことの証明書等（※）

・役員の住民票の写し及び成年後見登記制度に登記されていないことの証明書等（※）

・株主等の住民票の写し及び成年後見登録制度に登記されていないことの証明書等（※）又は登記簿の謄本

・政令で定める使用人の住民票の写し及び成年後見登録制度に登記されていないことの証明書等（※）

・法定代理人の住民票の写し及び成年後見登録制度に登記されていないことの証明書等（※）

４　更新申請の場合は、いずれの先行許可証を提示しても住民票等の添付は省略できません。

５　審査において必要と認められる場合は省略できない場合もあります。

（※）　精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類